総務常任委員会資料
2022年（令和４年）３月７日
消防局総務課

議案第１０号関連資料
明石市消防団条例の一部を改正する条例（案）の概要

１　改正の理由

全国的な消防団員数の減少という課題に対し、総務省消防庁では昨年度から団員確保の対策として処遇のあり方を検討し、令和３年４月 13 日に「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の助言を発出しました。

本助言の趣旨を踏まえ、消防団員を確保し、地域防災力の充実を図るため、消防団員の報酬を引きあげることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

（１）　消防団員年報酬

国の基準に準じたものとします。ただし、基準を満たしている分団長以上の役職については、その額を据置きとします。

（第 14 条関係及び別表第１）

現行

役職	報酬額
団長	90,600
副団長	79,200
分団長	54,000
副分団長	38,400
部長	36,000
班長	28,200
団員	21,500

⇨

改正（案）

役職	報酬額	≪参考≫国の基準
団長	90,600	82,500
副団長	79,200	69,000
分団長	54,000	50,500
副分団長	45,500	45,500
部長	37,000	37,000
班長	37,000	37,000
団員	36,500	36,500

（２）　出動等に対する報酬

国の基準に準じたものとします。

（第 14 条関係及び別表第２）

現行

区分	支給単位	報酬額
火災出動（訓練及び警戒）等に対する報酬	１回	1,200円
その他の災害出動等に対する報酬	１回	1,500円

⇨

改正（案）

区分	支給単位	報酬額
災害出動（火災、地震、風水害その他の災害の現場において業務に従事することをいう。）に対する報酬	１日	４時間未満 4,000円 ４時間以上 8,000円
訓練（班単位で行うものを除く。）及び警戒に対する報酬	１日	3,500円

（３） 所要の経費

令和３年度経常予算より 26,919 千円増

３　施行期日

令和４年４月１日

４　その他

総務省消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、消防団員の報酬等の基準を踏まえた国の財政措置を講じるとともに、各市町村においては消防団員の処遇の在り方を速やかに見直すように最終の報告がまとめられました。

≪「消防団員の報酬等の基準の策定等について」より≫

年額報酬	・「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とすること。
出動報酬	・災害（水火災・地震等）に関する出動については、１日当たり 8,000 円を標準とすること。
	・災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案し、１日当たり 3,500 円とすること。